

10 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

1. 法人の概要

名 称 ・ 種 別	医 療 法 人 社 団 木 星 会
代 表 者 名	田 代 桂 一
所 在 地	熊 本 県 山 鹿 市 新 町 1 2 0 4
連 絡 先	0 9 6 8 - 4 3 - 4 1 5 1

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー 木 星 会
所 在 地	熊 本 県 山 鹿 市 新 町 1 2 0 4
連 絡 先	0 9 6 8 - 4 3 - 4 1 5 1
事 業 所 番 号	熊 本 県 4 3 1 0 8 1 0 8 0 1 号
管 理 者 名	寺 野 美 由 紀

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区 分		職 務 内 容
		常勤	非常勤	
管 理 者 主任介護支援専門員	1	1	0	業務管理及び従業者の管理
主任介護支援専門員	1	1	0	利用者からの相談をはじめ、ケアプラン作成、各種関係機関との連絡調整

(3) 事業所の実施地域

事業の実施地域	山鹿市、旧植木町、和水町
---------	--------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

	営 業 時 間
平 日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分まで
土 曜 日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 0 時 30 分まで
休 業 日	第 2, 4 土曜日・日曜日・祝祭日・12/29～1/3

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ. 要介護認定等の申請代行
- ウ. 給付管理業務

4. 費用

- | | |
|--------|----|
| （１）利用料 | 無料 |
| （２）交通費 | 無料 |

5. 事業所の特色

（１）事業の目的

居宅介護支援センター木星会が実施する居宅介護支援の事業は、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成すると共に、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の提供を行い、地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とします。

（２）運営の方針

- ① 本事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者の提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行います。
- ④ 本事業の運営にあたっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保健施設及び関係機関等との連携に努めます。
- ⑤ 本事業所は、正当な理由なく、利用者に対する指定居宅介護支援業務の提供を拒否しないものとします。

- ⑥ 本事業所は利用者に対し複数の指定居宅サービス事業所を紹介し利用者の希望に基づき居宅サービス計画の作成を行います。
- ⑦ 本事業所は老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を統合的に支援する為の法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者との連携に努めて行きます。
- ⑧ 本事業所は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認める物を、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師または薬剤師に提供致します

(3) サービス内容等

- ① 利用者またはその家族は病院または診療所に入院する必要が生じた場合には当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院、または診療所に伝える様にお願い致します
- ② 当該居宅サービス計画に訪問介護が厚生労働大臣が定める回数以上の利用を位置付ける場合はその利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な利用を記載する共に、当該居宅サービス計画を市町村に届ける事と致します
- ③ 本事業所は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーションなどの医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めさせていただきます
また、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付致します。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口

担 当 者	寺野 美由紀（主任介護支援専門員）
ご 利 用 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
ご 利 用 方 法	T E L 0 9 6 8 - 4 3 - 4 1 5 1
	F A X 0 9 6 8 - 4 3 - 4 1 5 3

- 山鹿市長寿支援課 介護保険係 43-1180
- 熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 096-214-1101

7. 利用者へのお願い

支援センターが交付する利用票・サービス提供証明書等は、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書、重要事項説明書等といっしょに大切に保管してください、

8. 秘密保持

本事業所は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

本事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたって、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者およびその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得て利用する。

9. 事故発生時の対応

介護サービス提供時に発生した事故等について、介護サービス事業者が運営基準に基づき行う連絡の手順を明らかにし、事故に対する適切な対応の確保や再発防止策の検討など、介護サービスの安全と質の向上を図ることを図ります。

10. 苦情対応

本事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、本事業所が提供した居宅介護支援又は本事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスについて、本事業所は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

本事業所は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはできません。

11. 虐待の防止について

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 虐待防止研修の実施
- (3) 専任担当者の配置

虐待防止に関する責任者 寺野 美由紀

